レセプトオンライン請求に関する省令等改正について

千葉県医師会

　平成21年11月25日付けの省令改正により、レセプトオンライン請求は、原則、完全オンライン請求から、原則、電子レセプト請求によるものとなりました。

１.　診療報酬の請求は、オンライン請求または電子媒体（フロッピィディスク、ＣＤ等）による請求のどちらかになりました。

　　すでにオンライン請求または電子媒体による請求をしている場合は現状のままです。

２.　例外措置として紙レセプトでの請求も可能です。（後述）

３.　常勤医師がすべて65歳以上の診療所は、紙レセプトでの請求が可能になりました。ただし、すでにオンライン請求または電子媒体による請求をおこなっている場合は、紙レセプトでの請求はできません。

４.　現在、紙レセプトで請求を行っている場合は、例外措置の届出が必要です。以下の条件によって、期日までに届出を行うことで紙レセプトでの請求が可能となります。

　　免除の場合は、届け出ることにより今までどおり紙レセプトでの請求が可能です。

　　猶予の場合は、届け出ることにより指定の期日まで紙レセプトでの請求が可能です。

＜免除・猶予の届出期限＞

(1) レセコン未使用（手書き）の医療機関

　・平成23年4月1日時点で常勤医師が65歳以上の場合

　　⇒平成22年12月31日までに免除の届出（様式第2号・添付書類）

　・平成23年4月1日時点で常勤医師が65歳未満の場合

　　⇒平成22年3月31日までに免除の届出（様式第1号）

(2) レセコンを使用し紙レセプトで請求している医療機関

　・平成22年7月1日時点で常勤医師が65歳以上の場合

　　⇒平成22年3月31日までに免除の届出（様式第2号・添付書類）

　・平成22年7月1日時点で常勤医師が65歳未満の場合で、平成21年11月25日以前にレセコンをリースまたは購入した場合

　　⇒平成22年3月31日までに猶予の届出（様式第3号・添付書類）

　　　（再リース再保守契約の終了の日。最長平成27年3月31日まで）

|  |
| --- |
| ※ご注意ください。　　千葉県内では多くの医療機関が上記の(2)に該当しています。　　該当する医療機関のうち、引き続き紙レセプトでの請求を希望される医療機関は、　支払基金と国保連合会それぞれへ平成22年3月31日までに所定の様式により、免除の届出（様式第2号）または猶予の届出（様式第3号）を必ず届け出てください。 |

(3) 個別の事情

　①電気通信回線設備に障害が発生した場合

　②レセコン販売またはリース業者との間で電子媒体による請求に係る契約を締結しているが、導入等に係る作業が完了していない場合

　③改築工事中、または臨時の施設で診療を行っている場合

　④廃止または休止に関する計画を定めている場合

　⑤その他、電子レセプト請求を行うことに特に困難な事情がある場合

⇒ ①、②、⑤の届出をあらかじめ行えない時は、請求の日に猶予の届出を出すことができる。事情が確認できる資料を事後速やかに提出すること。（様式第4号・添付書類）

５．届出は、上記期限までに支払基金および国保連合会の両方に所定の様式にて届出する必要があります。また、届出後、事情が変わった場合も再度届出が必要です。届出様式は支払基金に備え付けられており、支払基金のホームページからも入手できます。平成21年12月下旬に国保連合会より各保険医療機関あてに例外措置に係る届出書様式が送付されております。

（支払基金ホームページ　<http://www.ssk.or.jp/seikyushourei/index.html>　）

６．電子レセプト作成に対応するための設備整備費について助成制度があります。

　(1) 平成21年5月29日から平成22年3月31日までのものに適用されます。

　　リース契約のレセコン導入は助成の対象外です。

　(2) 助成を受けるためには、支払基金への申請手続きが必要です。所定の様式で支払基金に申請し、内容を調査した上で、助成の交付決定・不交付決定が通知されます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象経費対象施設 | レセプトコンピュータの購入 | ソフトウェアの導入 |
| ①電子レセプト作成のためのレセコン購入、レセ電が対応済みである診療所のレセコンの買い替え②初期設定費用③送信用パソコン購入費用 | ①電子レセプト作成に必要なソフトウェアの導入②初期設定費用③送信用パソコン購入費用 |
| 病院 | 実支出額の1/2（上限250万円） | 実支出額の1/2（上限50万円） |
| 診療所 | 実支出額の1/2（上限50万円） | 実支出額の1/2（上限40万円） |

　・レセコン購入の場合もソフトウエア導入の場合もいずれも①がなければ対象とならない。①と②と③、①と②、①と③が揃った場合に対象となります。

　・助成に当たっての必要書類は、申請書、契約関係（契約書・納品書・領収書）の原本または写し、レセプト電子化関係書類が必要です。

　・買い替えの場合は、旧レセコンを処分またはレセコンとして使用できなくなったことを証明する書類の提出が必要です。不明な点は支払基金にお問い合わせください。

７．400床未満の病院（文字対応）は平成21年12月診療分からオンライン請求または電子媒体での請求を行うこととなります。病院（文字非対応）は再リースや保守管理契約を延長した場合、平成22年3月31日までに届出すれば最長で平成27年3月31日まで義務化が猶予されます。

８．平成21年11月26日以降にレセコン未使用（手書き）に変更した施設は届出（様式第5号）が必要です。

９．ご不明な点や届出後に事情が変わった場合は審査支払機関（支払基金）にお問い合わせください。